

毎週火、金曜日に発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則の一部改正
- ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合設立委員の選挙の方法に関する規則の公告

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第二条中「同年九月三十日」を「同年十一月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

皆成学園	園長	係長	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

改める。

別表第四中

皆成学園	主任	児童指導員
〃	〃	〃
〃	〃	〃

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

昭和三十七年十月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「皆成学園の主任」を「皆成学園の園長、主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合設立委員の選挙の方法に関する規則を公告する。

昭和三十七年十月五日

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理代表者 高 田 勇

鳥取県市町村職員共済組合設立委員の選挙の方法に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第一五二号。以下「法」という。)附則第六条第三項及び第四項の規定に基づき、鳥取県市町村職員共済組合設立委員(以下「組合設立委員」という。)の選挙の方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合設立委員の定数)

第二条 この規則の定めるところにより選挙すべき組合設立委員の定数は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員から選挙するものそれぞれ十人とする。

(選挙権及び被選挙権)

第三条 市町村長又は法の規定の全部が昭和三十七年九

月八日から施行されていたものとしたならば、法の規定により鳥取県市町村職員共済組合の組合員となるべき資格を有する市町村長以外の市町村の職員(別表に定める団体の職員を含む。以下「職員」という。)は、それぞれ市町村長が選挙する組合設立委員又は職員が選挙する組合設立委員の選挙権及び被選挙権を有する。

(選挙区)

第四条 組合設立委員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する組合設立委員の選挙区及びその選挙区において選挙する組合設立委員の数は、次のとおりとする。

選挙区	組合設立委員の数	備 考
第一区 鳥取市	一	
第二区 倉吉市	一	
第三区 米子市	一	
第四区 境港市	一	
第五区 岩美郡	一	

第六区	八頭郡	—
第七区	気高郡	—
第八区	東伯郡	—
第九区	西伯郡	—
第十区	日野郡	—

3 職員が選挙する組合設立委員の選挙区及びその選挙区において選挙する組合設立委員の数は、次のとおりとする。

選挙区	組合設立委員の数	上欄の選挙区に含める団体
第一区 鳥取市	二	
第二区 倉吉市	一	
第三区 米子市 境港市	二	境港市美保関町渡船事業組合
第四区 岩美郡 気高郡	一	鳥取県町村職員退職手当組合、 鳥取県町村職員恩給組合、鳥取 県市町村消防青補償組合、鳥 法第一中学校組合、鳥取県市 村職員共済組合、鳥取県市 鳥取県町村議会議長会
第五区 八頭郡	一	八頭郡町村会

第六区	東伯郡	—
第七区	西伯郡 日野郡	二
		米子市日吉津村中学校組合

（選挙長）
 第五条 各選挙ごとに選挙長を置く。
 2 選挙長は、鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙
 管理人（以下「選挙管理人」という。）が委嘱する者
 をもつて充てる。
 3 選挙長は、当該選挙区の選挙に関する事務をつかさ
 どる。

（選挙の期日等の公告）

第六条 選挙管理人は、選挙の日時及び場所を、少くとも七日前に公告しなければならない。

（市町村長が選挙する組合設立委員の選挙）

第七条 市町村長は、当該選挙区において、市町村長のうちから選挙する組合設立委員を互選しなければならない。

（職員が選挙する組合設立委員の選挙）

第八条 職員は、その所属する市町村ごとに、第六条に規定する公告のあつた日から選挙の期日前三日までに、その職員三十人ごとに一人（職員の数が三十人に満たない市町村にあつては一人）の代議員を互選しなければならない。

2 前項の規定により代議員が互選されたときは、職員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

3 第一項の規定により互選する代議員の数の基準となるべき職員の数は、第六条に規定する公告のあつた日における当該市町村の職員の数によるものとする。

4 職員の代表者は、前項の職員の数及び代議員の数を選挙の期日前四日までに、選挙長に届け出なければならない。

5 代議員は、当該選挙区において職員のうちから選挙する組合設立委員を互選しなければならない。

（選挙の方法）

第九条 前二条に規定する選挙の方法は、投票によつて

行なう。ただし、第七条の規定による互選にあつては市町村長、前条第一項の規定による互選にあつては職員、同条第五項の規定による互選にあつては代議員（次条第三項において「有権者」という。）の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

（当選人）

第十条 投票によつて選挙を行なう場合にあつては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、各選挙区において、選挙すべき組合設立委員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の三分の一以上の得票がなければならぬ。

2 前項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 指名推せんによつて選挙を行なう場合においては、選挙の場所に集つた有権者の二分の一以上の者に異議がないときは、被指名人をもつて当選人とする。

（当選人の報告等）

第十一条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに、当選人の氏名及び所属市町村名を選挙管理人に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、選挙管理人は、直ちに、当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及びその所属市町村名を公告しなければならない。

(補欠選挙及び繰上補充)

第十二条 設立委員に欠員を生じたときは、遅滞なく補欠選挙を行なう。ただし、第十条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

(公告の方法)

第十三条 この規則に規定する公告は、鳥取県公報に登載して行なう。

(一部事務組合等に関する特別)

第十四条 別表に定める団体の職員の第八条の規定の適用については、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県

町村職員恩給組合、鳥取県市町村消防災害補償組合、鳥取県市町村職員共済組合、鳥取県町村会及び鳥取県町村議会議長会の六団体をもつて一の市町村とみなし、境港市美保関町港船事業組合は境港市に、邑法第一中学校組合は国府町に、米子市日吉津村中学校組合は日吉津村に、八頭郡町村会は那家町にそれぞれ含めるものとする。

(この規則の実施に関し必要な事項)

第十五条 この規則に定めるもののほか、組合設立委員の選挙の実施に関し必要な細目は、選挙管理人が定める。

附 則

この規則は、公告の日から施行する。

別 表

一部事務組合

鳥取県町村職員退職手当組合

鳥取県町村職員恩給組合

鳥取県市町村消防災害補償組合

境港市美保関町渡船事業組合

邑法第一中学校組合

米子市日吉津村中学校組合

その他

鳥取県市町村職員共済組合

鳥取県町村会

鳥取県町村議会議長会

八頭郡町村会

鳥取県市町村職員共済組合設立委員の選挙の日時及び場所を公告する。

昭和三十七年十月五日

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理人

代表者 高 田 勇

一 市町村長が選挙する設立委員の選挙

選挙の日時	選挙区	選挙の場所
十月十二日午前十時	第一区 鳥取市	鳥取市役所

二 職員が選挙する設立委員の選挙

選挙の日時	選挙区	選挙の場所
十月十二日午後一時	第一区 鳥取市	鳥取市役所
"	第二区 倉吉市	倉吉市役所
"	第三区 米子市	米子市役所
"	第四区 境港市	境港市
"	第五区 岩美郡	東部町村会事務局
"	第六区 八頭郡	八頭郡町村会事務局
"	第七区 西伯郡	中部町村会事務局
"	第八区 東伯郡	東部町村会事務局
"	第九区 西伯郡	西部町村会事務局
"	第十区 日野郡	西部町村会事務局
"	第二区 倉吉市	倉吉市役所
"	第三区 米子市	米子市役所
"	第四区 境港市	境港市役所
"	第五区 岩美郡	東部町村会事務局
"	第六区 八頭郡	八頭郡町村会事務局
"	第七区 気高郡	東部町村会事務局
"	第八区 東伯郡	中部町村会事務局
"	第九区 西伯郡	西部町村会事務局
"	第十区 日野郡	西部町村会事務局
"	第七区 西伯郡	西部町村会事務局
"	第六区 東伯郡	中部町村会事務局
"	第五区 八頭郡	八頭郡町村会事務局
"	第四区 気高郡	東部町村会事務局
"	第三区 岩美郡	東部町村会事務局
"	第二区 八頭郡	八頭郡町村会事務局
"	第一区 西伯郡	西部町村会事務局